

公 示 日 : 2025 年 6 月 25 日 (水)

調達管理番号 : 25a00279

国 名 : パラグアイ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名 : パラグアイ国総合防除によるコムギいもち病の鎮圧 (SATREPS)
詳細計画策定調査(評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。
(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 8 月上旬から 2025 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.27
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 23 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 7 月 9 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 18 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	パラグアイ及び中南米
語学の種類	英語（西語ができれば尚可）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コムギは主要な穀物の一つであるが、地球温暖化に伴う異常気象により、オーストラリア等では収穫量が不安定な状況が続いている。さらに近年、コムギいもち病のパンデミックが起きたことにより状況はさらに悪化している。コムギの安定供給という目標を達成するためには、高収量品種の開発と共に病虫害等への備えが重要である。

コムギいもち病は糸状菌 *Pyricularia oryzae* が病原である。本菌は寄生性の異なるいくつかの菌群に分化しており、各菌群は特定のイネ科植物属のみに感染できる。わが国ではイネいもち病を引き起こす病原菌として知られているが、イネを侵す菌はその1菌群に過ぎない。本菌は高い変異能を有し、今も新規菌群を生み出し続けている。1985年、ブラジルにおいてコムギ属を特異的に侵すコムギいもち病菌が新規に出現した。その後、2010年までにボリビア・パラグアイ・アルゼンチン等の南米諸国に広がった。2012年にはボリビアで強病原力化した B71 株が発生し、コムギ栽培に深刻な打撃を与えるようになった。ブラジルでの発生以来 30 年間は南米でのみ猛威を振るっていたが、2016年にバングラデシュで、2018年にザンビアで B71 株を起源としたコムギいもち病が発生し、アジア・アフリカ大陸においても猛威を振るうパンデミック病になった。

パラグアイは農牧畜業が盛んで輸出額の約6割を占める主要産業である。コムギは国内作付面積3位の主要農作物である。コムギいもち病への対策として、*Aegilops ventricosa* 由来 2NS 染色体断片を持つ品種が栽培されているが、それを打破する菌株も出現し防除を難しくしている。この要因として、パラグアイは1985年にブラジルでコムギいもち病の発生報告があったパラナ州と隣接しているため、コムギいもち病菌が早期に侵入し、多様な性質を持つ菌群に進化していることが考えられる。さらに、パラグアイは冬季に気温 30℃を記録しているように高温化が顕著な地域であり、将来いもち病の被害が増加するものと予

想されている。現に、2023 年のコムギ栽培においては、いもち病により 50%の減収となり、さらに収穫されたコムギの品質（グルテン量や栄養価等）も著しく劣化した。このようにパラグアイではコムギいもち病対策が喫緊の課題である。

そこで、本プロジェクトでは、南米におけるコムギいもち病菌の伝染環の解明や病原性変異予測を行い、それに対応できる新たな抵抗性系統を交雑育種等により導入し、種子消毒技術等を交えた総合防除戦略を確立し、その鎮圧を図る。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容について確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点を持って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 8 月上旬～2025 年 8 月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等に関する取り組み状況も確認する。
- ② パラグアイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文及び西文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。（質問票はJICAパラグアイ事務所が送付先リストに沿って送付する。）
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（英文及び和文）、PO（Plan of Operations）案（英文及び和文）を検討する。
- ④ 対処方針案（和文）の作成に協力する。

- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加し協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務 (2025年8月下旬～2025年9月中旬)

- ① JICAパラグアイ事務所等との打合せに参加する。
- ② パラグアイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、面談議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。その際、農業分野、特に社会実装の対象となる小麦栽培農家に関するジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、農作業における男女で異なる役割やニーズや課題等）など、ジェンダー視点に立った情報収集と分析を行う。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
 - オ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等
 - カ) プロジェクト実施に係る先方負担事項
 - キ) 社会実装のために連携活動が想定されているパラグアイ協力企業の事業実績
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文及び西

文) 及び協議議事録 (M/M: Minutes of Meetings) (案) (英文及び西文) の作成に協力する。特に、PDM (案) (英文及び西文) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹およびJICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き²を踏まえ、ジェンダー視点に立った取り組み、指標等のPDM (案) への組み込みにつき、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D (案) (西文) を含むM/M (案) (西文) の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAパラグアイ事務所、大使館等に報告する。

(3) 整理業務 (2025 年 9 月中旬～2025 年 9 月下旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート (案) に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025 年 9 月 30 日 (火) までに提出。

次の①～③を電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表 (案) (和文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

² JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き (更新日: 2023年1月) | 事業について - JICA

- ③ 調査における面談議事録（ヒアリング議事録含む）・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年8月22日～9月13日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長（JICA）

イ) 研究総括（研究代表機関）

ウ) 科学技術研究（JST※）

エ) 科学技術企画（JST）

オ) 協力企画（JICA）

カ) 評価分析（本コンサルタント）

※国立研究開発法人 科学技術振興機構

③ 便宜供与内容

JICA パラグアイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：英語⇄西語または日本語⇄西語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームにて配付します。配布を希望される方は、同チームのアドレス（edga1@jica.go.jp）宛に連絡ください

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上